

# 2026 年度立教大学 GLAP 奨学金

## 別紙

### 「高等教育の修学支援新制度」の採用者となった場合について

(2025 年 12 月 新規採用)

国が実施する「高等教育の修学支援新制度（授業料減免＋給付奨学金。以下、新制度という）」の採用者となった場合、GLAP 奨学金の支給時期（春学期 6 月・秋学期 12 月）に、新制度の支援区分を確認して支給金額を決定します。ただし、2026 年 4 月以降に新制度へ申請し、GLAP 奨学金の支給時期に支援区分が確定していない場合は、新制度の支援区分が確定するまで「自由の学府」奨学金の支給が保留となる場合があります。詳細は、該当者に通知します。

#### 高等教育の修学支援新制度との併給制限について（2026 年度）

新制度の支援区分		GLAP 奨学金（下記は減額後の支給年額）	
第Ⅰ区分		支給なし	
第Ⅱ区分		新制度で採用された通学形態に応じて、減額支給 (下記は減額後の支給年額)	
		自宅通学 40 万円	自宅外通学 10 万円
第Ⅲ区分		自宅通学 80 万円	自宅外通学 65 万円
多子世帯	第Ⅰ区分	支給なし	
	第Ⅱ区分	自宅通学 20 万円	自宅外通学 支給なし
	第Ⅲ区分	自宅通学 35 万円	自宅外通学 20 万円
	第Ⅳ区分	自宅通学 35 万円	自宅外通学 25 万円
	給付なし	自宅通学 50 万円	自宅外通学 50 万円

※新制度の内容に変更が生じた場合、GLAP 奨学金の併給条件等にも変更が生じることがあります。

※予約採用で新制度の採用候補者となった方で、GLAP 奨学金の支給年額が上表の「支給なし」に該当する方であっても、必ず入学後に採用手続きを行ってください（新制度は支援区分の見直しがあるため、例えば収入が増加し新制度が「支援区分外」となった場合、GLAP 奨学金の受給権を有していれば、その学期分の GLAP 奨学金を受給できます）。採用手続きを行わなかった場合、GLAP 奨学金を辞退したこととなり、その後受給権が復活することはありません。

※「減額支給」に該当する場合、減額後の支給年額を分割して支給します。

※「支給なし」に該当する場合、支給はありません。

※新制度は毎年秋（10 月頃）に、支援区分の見直しが行われます。その結果によって、GLAP 奨学金については、以下のような受給例が考えられます。

(受給例) 自宅通学で、支援区分の見直しによって支援区分が変わらなかった場合

	2026 年度 春学期	2026 年度 秋学期
新制度の支援区分	第Ⅱ区分	第Ⅱ区分
GLAP 奨学金	減額支給 (20 万円)	減額支給 (20 万円)

(受給例) 自宅通学で、支援区分の見直しによって支援区分が変わった場合

	2026 年度 春学期	2026 年度 秋学期
新制度の支援区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分
GLAP 奨学金	支給なし	減額支給 (20 万円)

以上